

答 申

第1 審査会の結論

実施機関は、不開示とした情報のうち、次の情報を開示すべきである。

- ・初年度における事業計画及び次年度における事業計画（以下これらを「事業計画書」という。）中の各事業の内容（具体的収入に係る部分を除く。）及び資金計画の項目
- ・設立同意者名簿及び「奈良県緑地園芸協同組合設立同意書及び出資引受書（以下「出資引受書」という。）」中の業種、「資本の額又は出資の総額」、従業員数及び名宛人欄
- ・創立総会議事録中の設立同意者数、出席者数及び議長選任の経過（個人の氏名を除く。）
- ・理事会議事録中の標題、開催の日時、開催の場所、理事総数、出席理事数及び審議に入るまでの記載（個人の氏名を除く。）
- ・代表理事に係る理事就任承諾書（印影を除く。）
- ・初年度における収支予算及び次年度における収支予算（以下これらを「収支予算書」という。）中の「印影及び予算額（摘要部分を含む。）」以外の部分
- ・委任状中の「設立発起人（代表を除く。）の印影、団体名、所在地及び代表者氏名」以外の部分

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成16年4月5日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県緑化土木協同組合、奈良県環境緑化協同組合、奈良県緑地園芸協同組合が組合設立の認可に関し、奈良県に提出している文書すべて」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成16年4月20日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「奈良県緑地園芸協同組合（橿原市醍醐町264-2）（以下「本件組合」という。）が組合設立の認可に関し、奈良県に提出している文書（以下「本件行政文書」という。）」を特定した上で、本件行政文書のうち、次の（1）の開示しないことと決定した部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の（2）開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

なお、奈良県緑化土木協同組合、奈良県環境緑化協同組合に関する分については、

別途回答されている。

(1) 開示しないことと決定した部分

- a 全ての書類にある印影
- b 事業計画書の記載事項のうち、各事業の内容、資金計画の内容及び借入金残高の最高限度
- c 役員名簿のうち、代表理事以外の氏名、住所、電話及び法人名
- d 設立趣意書のうち、賦課金の額及び設立発起人（発起人代表以外）
- e 誓約書のうち、設立発起人（発起人代表以外）
- f 設立同意者名簿のうち、代表理事の出資口数及び従業員数並びに代表理事以外の氏名、住所、出資口数、業種、資本金の額又は出資の総額及び従業員数
- g 創立総会議事録のうち、設立同意者数、出席者数、各議案の議事の経過及び議決の結果
- h 理事就任承諾書、監事就任承諾書
- i 収支予算書、理事会議事録、委任状、印鑑証明書、印鑑登録証明書及び出資引受書

(2) 開示しない理由

条例第7条第3号に該当

本件組合等の経営方針、経理、人事等の内部管理に関する情報であり、開示することにより、本件組合の競争または事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれると認められるとともに、実施機関と本件組合との関係が損なわれ、本件組合の運営の実態把握が困難となり、ひいてはその育成や指導の業務に支障が生じるおそれがあるため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年6月8日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮問

平成16年6月17日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

開示しなかった部分について開示の決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書等において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(異議申立書における主張)

「役員名簿のうち、代表理事以外の氏名、住所、電話及び法人名」、「設立同意者名簿のうち、代表理事以外の氏名、住所」、「理事就任承諾書、監事就任承諾書」など役員に関する部分について、実施機関は開示しなかった。

中小企業協同組合(以下「組合」という。)は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号。以下「中小組合法」という。)第27条の2に規定するように行政庁の厳正な手続がなければ設立できず、また、中小組合法第111条に規定するように、事業によって複数の行政庁への所定の手続きも義務づけられている。また、(税制上)組合は、「協同組合等」として扱われ、税率の軽減その他の特典がある。また、組合の事業内容により、国等の公共団体から助成金や補助金を受給できたり、特別な制度を利用したりできるなど、種々の優遇措置を得ている。こうしたことは、組合組織が相互扶助の精神に基づいて国民経済の健全な発展を目的に設立されることへの信用を前提にしているからである。

これらの事情に鑑みて、役員に関する情報は、通常他人に知られたいくない情報とは言えないし、組合の役員や組合員は事業者であり、中小組合法第8条に規定するように、組合の地域内で事業を行うものであり、また個人たると法人たるとを問わず、自己の名において事業を行っている者である。事業者の情報は国民にとって重大な関心事であり、一般に様々な媒体を通じて事業者名や事業内容は広く公になっているものである。経済的地位の向上を目的とする中小組合法の趣旨からみても、事業を行う個人がその氏名さえも公開されることを否定することは、逆に国民に不信感を抱かせるものであり、通常あり得ない。特に役員は中小組合法第35条に規定するように、選挙等の方法で選ばれる。これは、組合員からも中小事業者を代表する責任ある地位を認められることであり、役員である事業者に信用を生む効果はあっても、権利や利益を害することにはなり得ない。役員についてはホームページで公開をしている組合もあるほか、他自治体では、「協同組合の役員も理事会という法人の機関の構成員であり、公益法人の理事会の構成員である理事、株式会社の構成員である取締役と対比しても、その権限と責任においてはほとんど変わることはない」とし、「非開示とすることができない情報」と判断した例がある。

異議申立人がこれまでに同様の組合に関する文書についての開示請求を国の出先機関や他自治体に行い、開示を受けた結果と比較するに、行政庁の判断に地域差が出て不公平感を抱かせるだけでなく、これら情報の開示の判断が多数を占めているにもかかわらず、実施機関だけ不開示としている部分があることは、承服できない。

実施機関は、「設立趣意書のうち、賦課金の額や設立発起人」、「設立同意者の名簿のうち、出資口数や従業員数、業種、資本金の額又は出資の総額」、「設立総会議事録のうち、設立同意者数、出席者数、各議案の議事の経過及び議決の結果」、「初年度における収支予算、次年度における収支予算、理事会議事録、委任状、出資引受書などの情報について、「法人の経営戦略に関する情報」であり、「組合の競争または事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれる」ことや「実施機関と本件組合との関係が損なわれ、組合の運営の実態把握が困難となり、ひいてはその

育成や指導の業務に支障が生じるおそれ」を指摘する。

組合員に関する情報については、前述した通り、組合の性格やその情報が開示されたとしてもその事業者にとって不利益であるとは到底言えない。それぞれの事業者は組合員であることで、例えば施設や制度を利用できることが事業のスケール拡大に役立っていることから、組合員であることを事業者の内部情報として秘匿しているようなものでもない。行政庁に認可された組織の一員として資格があることの情報、組合員が対外的な利益や、競争上の地位を高める情報にはなり得ても、不利益な情報とはなり得ないのである。

組合員は、組合の定款その他の書類（中小組合法第39条）、決算関係書類（中小組合法第40条）、会計帳簿等（中小組合法第40条の2）について閲覧ができるほか、通常総会に提出されることで組合の管理について十分な情報を得られる。組合員の加入について、組合はその門戸を開放し、来る者は拒まないのが根本的な思想であり、原則自由である。（中小組合法第14条）。

さすれば、例えば組合員は複数の組合の組合員になることが可能であり、各組合の管理情報が組合外にも知られる環境下に通常からある。そもそもそうした情報を記載した書類の内容は概括的なものであって、それらの情報に特殊性があるわけではない。組合が相当の投資をして蓄積された技術やノウハウが記載されているならまだしも、実施機関に提出された内容にはそうした具体的な内容が記載されているわけではなく、いわば基本的な管理や運営に関する記述であると推量され、実施機関が「本件組合の競争または事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれる」とする理由に何ら具体性はない。本件組合は、共同で事業等を行う組織であり、営利を目的としていない。実施機関は、中小組合法の趣旨を理解しておらず、「競争」といった概念を持ち出すこと自体が不適當と言うしかない。

開示によって損なわれる利益が万一あったと仮定しても、税制上の優遇などの面から国民がそうした利益を受ける組織の情報について開示を求める要請に比べれば小さなものである。

他方、民法においては公益法人又は営利法人の設立しか規定されていないため、特別法により設立されている組合は、中間法人と言える。しかし、公益法人については、平成8年9月20日に「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」が閣議決定されたほか、平成13年8月28日には、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」の申し合わせが行われるなど、すでに公益法人の業務運営の透明化・適正化を図ることが社会的要請となっている。さらに、平成15年3月には、「公益法人会計基準検討会報告書」で、財務情報の透明化、公益法人の受託責任の明確化などが公表されている。これらは、そもそも公益法人をめぐる不祥事が多く発覚したことが背景のひとつになっており、税制上の優遇措置などが受けられる公益法人の情報開示が国民から強く求められた。

こうした状況は、行政庁に認可された組織において情報公開の精神が浸透しつつあることを裏付けるものであり、組合についても同様の要請がある。

そもそも、組合の場合は組合員が通常総会の場等で組合情報を十分把握できることから、一般の第三者に伝播する可能性があることからすれば、「設立趣意書のうち、

賦課金の額や設立発起人」、「設立同意者の名簿のうち、出資口数や従業員数、業種、資本金の額又は出資の総額」、「設立総会議事録のうち、設立同意者数、出席者数、各議案の議事の経過及び議決の結果」、「初年度における収支予算、次年度における収支予算、理事会議事録、委任状、設立同意書及び出資引受書」などの情報の公開が不利益につながるとの主張は具体性がなく、客観的に認められない。

設立同意者である組合員らは、事業者の地位向上のために積極的に組織設立に携わろうとした行為は対外的に評価されこそすれ、これも不利益とは決めつけられない。また、営利を目的としていない団体への出資事実が不利益とは言えない。事業者はそれぞれ、法人登記や不動産登記をしており、当該事業者の情報は不特定多数のものが見覧できるものである。一方、そうした事業者の情報は民間の情報調査機関などでも十分把握している内容であり、経営上の秘密ではなく、事業者の健全性を示す情報であって、それらを知る権利が国民側にある。

また、実施機関は「実施機関と本件組合との関係が損なわれ、本件組合の運営の実態把握が困難となり、ひいてはその育成や指導に支障が生じる」としているが、実施機関は中小組合法に基づいて書類の提出を受けているのであり、その情報の開示によって「実態把握が困難」というのは、悪意を前提とした判断であり、開示されることが透明性を確保することにつながるにもかかわらず、「育成や指導に支障が生じる」というのは、つまりは不開示にしなければ、そうした書類に虚偽が記載されるような指導を通常より実施機関がしているような判断としかいえない。また、そもそも、提出された書類には実施機関が「育成や指導」をした事実が記載されるわけではない。「実態把握」とは、提出された書類による情報をもとに、立ち入り調査や組合員への聞き取りによって行われるものであり、書類の提出のみを「実態把握」とする実施機関の考え方は行政側の指導力を逆に問われるものである。

（意見書における主張）

実施機関は、議事録は法人の内部的存在にとどまるものである旨主張するが、実施機関は本件組合を「中間法人」と位置づけているものの、「法人一般」の解釈と同等に説明していることは矛盾している。実施機関はまた、「それ自体で営利活動を行うことができる」としているが、中小組合法の第5条の原則は、「直接奉仕」であり、事業は本件組合自体の営利追求のために行われるものではない。

組合の事業は、組合員の事業経営の合理化を目的としているもので、会社等営利法人が営業を目的として事業を行うのとは大いに異なっている。したがって、組合員を事業の直接の対象とするから、剰余金は、組合員から徴収する使用料等が多額であったことが原因である場合が多い。また、それらは利用分量に応じて配分されることになっており、そうした原則が守られているかどうかについて客観的な評価をするためには、組合運営の重要決定事項につながる議事録は開示されても何ら差し支えないものである。

代表理事以外の氏名等が不開示になったことについては、住所、電話は個人情報との認識に立ったとしても、それ以外の情報が公になったからといって、「事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれる」というのには何ら具体性がない。本件組合の構成員はそれぞれに社会に対して事業を行っている事業者であり、それぞれの経営者が誰であるかということが伏せられるというのは社会通念上不自然であり、一般に不

信感を抱かせる。

本件組合は相互扶助の精神から設立されるものであり、組合員の資格も規定があり、一事業者が同じ事業をする二つの組合に加盟することはない。そのため、実態として実施機関のいう「同業者や同業協同組合等との競争力への悪影響」ということにはつながらない。ほかの「競争者の進出を許す」とは、逆に本件組合の排他性が独占禁止法上の不公正な取引を誘引すると説明しているかのような解釈であり、何ら具体性がない。

また、組合の登記は、その簡素化を理由に設立の一条件として「代表理事」の登記が義務になっているだけであり、登記の有無を公開の基準とすることは不適當である。

実施機関は、これら書類の開示は「組合の事業活動が損なわれる」「事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれる」としているが、何が損なわれるのか具体性がない説明である。一般の営利企業であっても、消費者の利益を無視して収益を上げるような正当な理由はない。組合運営も、消費者に対して事業を行っている組合員の利益を無視して収益をあげる理由はなく、相互扶助の観点から、公開しても正当な利益を損なうものではない。また、組合は低い法人税率が適用されるなど優遇されており、これらの運用がされるにもかかわらず、基本的な財務内容が公開されなければ、国民の利益が逆に損なわれるというものである。

事業計画書及び収支予算書と同様に、実施機関のいう「本件組合の事業活動が損なわれる」との理由に何ら具体性がない。

以上のような理由から、不開示部分の開示決定を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件行政文書に係る事務について

(1) 中小組合法に基づく組合の設立認可事務について

中小組合法では、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図ることを目的にしている。

組合は、中小企業者が組合事業を通じ、企業経営の合理化と競争力の維持培養を図り、経済的地位の向上を図ろうとする組織である。

したがって、組合を組織するに当たっては、第1に組合員になろうとする者が、中小組合法の精神に徹し、組合の組織目的を十分自覚していること、第2に組合の目的が達成できる適当な規模と形態であること、第3に組合の事業目的の確立と組合員相互が強く団結していることが要求される。

なお、設立認可にあっては、中小組合法第27条の2が、組合の設立の認可に関する根拠規定である。設立の認可は、組合の設立行為を補充して、その法律上の効力を完成せしめる行政行為で、換言すれば設立行為の効力要件である。

そして、許可基準は、設立しようとする組合の設立行為及び内容につき一定の基準を設け、これによって行政庁に認可すべき義務を負わせている。例えば、設立の手續又は定款、事業計画の内容を審査対象とし、法令一般に違反することにならないか、創立総会が適法に招集され、議決すべき事項が適法に議決されたか等を審査し、適法であれば認可しなければならない。また、実体面の基準においては、組合の行おうとする事業と組合の経営的基礎との関係を審査対象としている。客観的に判断してその困難性が著しくない場合には、認可しなければならない。

(2) 本件組合について

本件組合は、中小組合法に基づいて設立される法人であり、「組合はそれ自体営利を目的とするものではないが、1つの経済主体として外面的に取引社会に立ちあらわれるところでは、それは会社その他の企業体と変わるところがない。」、「組合は自己の名前と自己の計算において、購買、販売、保管、運送、加工、金融などの営利的事業をなすことが許され、これによって実質的に組合員の利益を図ることを目標としており、少なくともその外部的活動においては、営利法人とほとんど異なる点で、営利法人的性質を有している。しかし反面において、組合は会社のように組合自体に多額の利潤を収め、高率の配当を行うことを直接の目的とせず、組合員の相互扶助を精神とし、共同事業によって、経済的弱者である中小規模の事業者に公正な経済活動の機会を確保し、その経済地位の向上を図る。」と解される。すなわち、その性質は組合員相互の互助組織であるとともに、それ自体で営利活動を行うことができる、いわば営利法人に近い中間的な法人であると位置づけられる。

また、中小企業は大企業に比べ一般的に基礎的な経営資源である人材、情報力、技術力等の面で、ぜい弱であり、変動する経済環境に独自に対処することが難しい場合が多い。中小企業者個々ではなし得ない経営の合理化・近代化・高度化を協同の力で達成するため、複数の事業者が団結している。

こうした中で、組合は、中小企業者の経済的地位の向上を図ることを目的とするものであるから、政府は、中小企業者に対する保護助成等の一環として、組合の組織、経営の面に対し、金融・税制上の取扱いについても、金融上の助成や税の減免等といった特典を与えている。

2 理由説明

(1) 本件行政文書について

本件開示請求について、本件組合が組合設立の認可に関し、実施機関に提出している文書を特定し、開示した。

本件組合の認可に関し、実施機関に提出している文書には、中小企業等協同組合設立認可申請書、定款、事業計画書、役員名簿、設立趣意書、誓約書、設立同意者名簿、収支予算書、創立総会議事録、理事会議事録、委任状、印鑑証明書、印鑑登録証明書、理事就任承諾書、監事就任承諾書及び出資引受書がある。

(2) 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号アは、「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団

体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、実施機関は開示をしないこととされているものであり、これに基づき不開示とした部分は以下のとおりである。

- a 全ての書類にある印影
- i 印鑑証明書、印鑑登録証明書

印鑑登録制度において、印鑑証明書は何人でも取得することができないため、内部管理情報であると認められ、印鑑証明書で証明された印影もまた同様に内部管理情報である。よって、当該印影及び印鑑証明書を公にすることにより、本件組合の正当な利益が損なわれる。

- g 創立総会議事録のうち、設立同意者数、出席者数、各議案の議事の経過及び議決の結果
- i 理事会議事録

議事録は、本件組合の意思決定態様及び結論を証するものである。法人一般についていえることであるが、法人の行為はその代表者が各種の法律行為等を行い、その結果は法人に帰属する形で執行されている。その意思表示等が正当な法人の行為として認知されるためには総会等における意思決定が必要となるわけであり、それを欠く場合の行為は無効として処理されることとなる。

よって、議事録は法人の意思決定があったことを証するものに他ならず通常法人の代表者による行為のみが表面的に表示されるのに対して、議事録は法人の内部的存在にとどまるものと考えられる。

理事会議事録は、理事会において審議された議案をすべて記載しており、通常これらの情報を公表することは予定されておらず、内部的に管理すべき情報である。

- c 役員名簿のうち、代表理事以外の氏名、住所、電話及び法人名
- d 設立趣意書のうち、設立発起人（発起人代表以外）
- e 誓約書のうち、設立発起人（発起人代表以外）
- f 設立同意者名簿のうち、代表理事の出資口数及び従業員数並びに代表理事以外の氏名、住所、出資口数、業種、資本金の額又は出資の総額及び従業員数
- h 理事就任承諾書、監事就任承諾書
- i 委任状、出資引受書

役員名簿等のうち、代表理事（発起人代表）以外の氏名、住所、電話及び法人名等は、組合に加入して事業展開していくか否かを含めた各構成企業の事業活動方針に関わる情報であり、これらが公にされれば、本件組合構成企業の事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれる。

以上の情報は、中小組合法第83条第2項において、本件組合の設立の登記には、代表権を有する者の氏名、住所及び資格を登記することになっており、理事長以外の役員の職氏名については登記されていない。構成中小企業者の名称及び構成中小企業者の代表者氏名については、組合員ではあるが本件組合とは異なる人格の情報であり、また、先に述べたように中小組合法の規定により登記されていない情報であることから当該組合の内部管理に関する情報であると認められる。これらの情報が公になると、組合員の住所をあわせて調査されることにより、当該組合の事業活動範囲が特定され、事業活動基盤の弱い地域に他の競争者の進出を許すなど、他の同業者及び同業協同組合等との競争力に悪影響を与え、本件組合及び各組合員の自主的な活動が阻害されるおそれがあり、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認めらる。

b 事業計画書の記載事項のうち、各事業の内容、資金計画の内容及び借入金残高の最高限度

i 収支予算書

事業計画書及び収支予算書は、本件組合の事業活動の内容やそれを金銭面からみた情報が記載されており、本件組合運営上の営業経理に関する詳細な情報である。これらの情報は、本件組合が内部的に管理することの権利を有する情報であり、これが公にされれば、本件組合の事業活動が損なわれるなど、本件組合の事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれる。

d 設立趣意書のうち、賦課金の額

賦課金の額は、事業計画書において金額を決定し、収支予算書において、予算化される金額であり、本件組合運営上の営業経理に関する詳細な情報である。

これも、本件組合が内部的に管理することの権利を有する情報であり、これが公にされれば、本件組合の事業活動が損なわれるなど、本件組合の事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれる。

以上の情報は、中小組合法第39条及び第40条により、組合員及び組合の債権者は理事に対し書類の閲覧又は謄写を求めるとされていることから本件組合の内部管理に関する情報と認められる。造園業界においては広域化・多様化が進むなか、競争も激化しており、これらの情報を開示すると本件組合の規模、運営方針、活動上のノウハウなどが明らかになり、本件組合の自主的な活動が阻害されるおそれがあり、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

以上のことから、条例第7条第3号に規定する不開示としての要件を満たし、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断したため、当該項目については不開示

とした。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、中小組合法に基づく組合を設立するに際して、本件組合が認可庁である実施機関に対して提出した文書である。

3 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報については、不開示とする旨規定している。

実施機関は、「全ての書類にある印影」、「事業計画書の記載事項のうち、各事業の内容、資金計画の内容及び借入金残高の最高限度」、「役員名簿のうち、代表理事以外の氏名、住所、電話及び法人名」、「設立趣意書のうち、賦課金の額及び設立発起人（発起人代表以外）」、「誓約書のうち、設立発起人（発起人代表以外）」、「設立同意者名簿のうち、代表理事の出資口数及び従業員数並びに代表理事以外の氏名、住所、出資口数、業種、資本金の額又は出資の総額及び従業員数」、「創立総会議事録のうち、設立同意者数、出席者数、各議案の議事の経過及び議決

の結果」、「理事就任承諾書、監事就任承諾書」、「収支予算書、理事会議事録、委任状、印鑑証明書、印鑑登録証明書及び出資引受書」の各情報について、本号に該当するとして、これらの情報を不開示としているので、まず本件組合の性質を明らかにした上で、以下個別に検討する。

本件組合は、中小組合法に基づいて設立された法人であり、「組合はそれ自体営利を目的とするものではないが、1つの経済主体として外面的にたちあられるところでは、それは会社その他の企業体と変わるところがない。（新版 中小企業等協同組合法及び中小企業団体組織法の解説 p 2）」、「組合は自己の名前と自己の計算において、購買、販売、保管、運送、加工、金融などの営利事業をなすことが許され、これによって実質的に組合員の利益を図ることを目標としており、少なくともその外部的活動においては、営利法人とほとんど異ならない点で、営利法人的性質を有している。（同 p 5）」とされる。すなわち、その性質は組合員相互の互助組織であるとともに、それ自体で営利活動を行うことのできる、いわば営利法人に近い中間的な法人であると位置づけられる。

(1) 条例第7条第3号アについて

実施機関が不開示としたこれらの情報は、いずれも本件組合の人事、組織、事業活動内容及び財務に関する情報であり、法人に関する情報であると認められる。

印鑑登録制度において、印鑑証明書及び印鑑登録証明書（以下「印鑑証明書等」という。）は何人でも取得できるものではないため、内部管理情報であると認められ、印鑑証明書等で証明された印影もまた同様に内部管理情報である。よって、当該印影及び印鑑証明書等を公にすることにより、本件組合の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、不開示とされた印影のうち、本件組合構成企業代表者個人の印影は、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書アからウまでに該当しないと判断する。

創立総会議事録は、定款制定のほか本件組合の重要な事項に関する意思決定の経過及び結論を証するものであるため、同議事録は本件組合が内部的に管理すべき情報であると認められる。

ただし、同議事録中、不開示とされた設立同意者数、出席者数及び議長選任の経過（個人の氏名を除く。）は、数量及び事実の経過を記載したものにすぎないため、これらの情報を公にしても本件組合の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

理事会議事録は、総会に諮るべき事項の理事間における事前調整及び理事会委任事項について協議した内容であり、通常これらの情報を公表することは予定されておらず、同議事録は本件組合が内部的に管理すべき情報であると認められる。

ただし、同議事録中、不開示とされた標題、開催の日時、開催の場所、理事総数、出席理事数及び審議に入るまでの記載（個人の氏名を除く。）は、数量及び事実の経過を記載したものにすぎないため、これらの情報を公にしても本件組合の正当な

利益を害するおそれがあるとは認められない。

事業計画書中の事業計画における各事業の内容のうち具体的収入に係る部分及び資金計画の内容のうち金額並びに収支予算書中の予算額（摘要部分を含む。）は、本件組合の事業活動の内容を金銭面からみた情報が記載されており、事業計画書中の借入金残高の最高限度、設立趣意書中の賦課金の額、設立同意者名簿中の出資口数及び出資引受書中の出資引受口数は、本件組合運営上の営業経理に関する詳細な情報である。これらは分析することにより、本件組合経営の健全性、経営効率及び債務返済能力等、本件組合の経営状況を明確に把握できる情報である。よってこれらの情報は本件組合が内部的に管理すべき情報であり、これらが公にされれば本件組合の事業活動が損なわれるなど、本件組合の事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

以上の情報は、中小組合法第39条及び第40条において、組合員及び組合の債権者に限って閲覧請求権を認められているだけで、一般的に公表され又は公表することが予定されている情報とは認められない。

役員名簿中の代表理事以外の氏名、住所、電話及び法人名、設立趣意書及び誓約書中の発起人代表以外の代表者名、所在及び団体名、設立同意者名簿中の代表理事以外の住所及び氏名、委任状中の設立発起人（代表を除く。）の団体名、所在地及び代表者氏名、出資引受書中の設立発起人代表以外の住所、法人名及び代表者名、理事就任承諾書（代表理事以外）並びに監事就任承諾書は、組合に加入して事業展開していくか否かを含めた各構成企業の事業活動方針に関わる情報であり、これらが公にされれば、本件組合構成企業の事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ただし、以下の各情報は登記又は定款における情報等であることから、これらの情報を公にしても本件組合の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

- ・ 設立同意者名簿及び出資引受書中の業種、「資本の額又は出資の総額」、従業員数及び名宛人欄
- ・ 事業計画書中の各事業の内容（具体的収入に係る部分を除く。）及び資金計画の項目
- ・ 収支予算書中の「印影及び予算額（摘要部分を含む。）」以外の部分
- ・ 代表理事に係る理事就任承諾書（印影を除く。）
- ・ 委任状中の「設立発起人（代表を除く。）の印影、団体名、所在地及び代表者氏名」以外の部分

（2）条例第7条第3号ただし書について

これらの情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるかどうかについて検討する。

これらの情報のうち、上記(1)において、本件組合の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないと判断した部分以外の情報は、本件組合が事業活動を行う上での重要な経理等の内部管理に関する情報であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であるとは認められないので、本号ただし書には該当しない。

(3) まとめ

したがって、これらの情報は、以下の情報を除いて、条例第7条第3号の不開示情報に該当する。

- ・事業計画書中の各事業の内容(具体的収入に係る部分を除く。)及び資金計画の項目
- ・設立同意者名簿及び出資引受書中の業種、「資本の額又は出資の総額」、従業員数及び名宛人欄
- ・創立総会議事録中の設立同意者数、出席者数及び議長選任の経過(個人の氏名を除く。)
- ・理事会議事録中の標題、開催の日時、開催の場所、理事総数、出席理事数及び審議に入るまでの記載(個人の氏名を除く。)
- ・代表理事に係る理事就任承諾書(印影を除く。)
- ・収支予算書中の「印影及び予算額(摘要部分を含む。)」以外の部分
- ・委任状中の「設立発起人(代表を除く。)の印影、団体名、所在地及び代表者氏名」以外の部分

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は別紙1のとおりである。

(別紙1)

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成16年 6月17日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成16年 8月31日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成16年11月22日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成17年 3月 2日 (第93回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成17年 4月 6日 (第94回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成17年 6月 1日 (第96回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成17年 7月 6日 (第97回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成17年 8月23日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授（理科教育）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	帝塚山大学教授（行政法）	

(平成17年8月23日現在)